



長野県弁護士会 復興支援ダイヤル

☎ 026-232-2777 平日 午前9時～午後5時

担当弁護士から折り返しお電話をして、**20分以内**を目安に**お電話で無料相談**をお受けします。その後、面談相談をご希望の場合には**1時間**を目安として**面談で無料相談**をお受けします。また、出張相談をご希望の場合、ご事情に応じて指定の場所に出向いてご相談をお受けします。いずれも**ご相談は無料**です（「復興支援ダイヤル」への予約時の電話料金はご負担ください）。

ローン債務・事業・借地借家・損害・保険・家族の問題など何でも法律問題でお困りのことがありましたらお電話ください。

◇り災証明書では、半壊認定でしたが、認定を訂正してもらうことはできますか。

り災証明書の認定結果に不服がある場合には、再調査等を申し入れることが考えられます。水害による住家被害の場合、一次調査は外観からの調査になりますが、建物内部や建物の各部位についても調査が行われる二次調査・再調査により、認定が変わる可能性があります。認定結果に不服がある場合には、上部の復興支援ダイヤルにお電話いただきご相談ください。

また、り災証明書は各種支援を受ける際に必要になるもので、大変重要なものです。賃貸住宅（貸家・アパート等）で被災された方も対象です。り災証明の取得には各市町村への申請手続きが必要になりますので、まだ申請されていない方は、速やかに申請をしてください。

◇り災証明書で自宅が全壊認定されましたが、保険会社からは全壊にはならないと言われてしまいました。

保険会社の損害区分の認定は、保険会社が定める基準によるため、り災証明書の認定と一致するということではありません。

もっとも、保険会社の調査による損害区分や査定金額に不服がある場合、保険会社に対し、再度の損害調査を求めることで、損害区分や査定金額が変わる場合があります。

また、建物の修理が可能な場合で、保険会社の提示金額と修理見積りに差異が生じる場合、保険契約の内容や修理内容の必要性等を主張して、査定金額の変更を求めることが考えられます。

ご自身の加入されている保険内容をご確認のうえ、保険会社から提示された金額に納得がいかないという方は、上部の復興支援ダイヤルにお電話いただき、ご相談ください。

◇被災ローン減免制度とは何ですか。

令和元年台風19号災害で、住宅ローン等の支払いが困難となった方は、被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）の利用をご検討ください。制度の利用には一定の条件がありますが、破産手続と異なり、以下のメリットを受けながらローンの減免を受けられる可能性があります。専門家の手続支援も無料で受けることができます。まずは上部の復興支援ダイヤルにお電話いただきご相談ください。

- ① いわゆるブラックリストに載りません。
- ② 最大 500 万円の現預金のほか各種支援金等を手元に残せます。
- ③ 原則として保証人等への支払請求がされません。

◇中小企業・農林水産業者への支援はありますか。

中小企業、小規模事業者の方への支援として、中小企業等グループ補助金や小規模事業者持続化補助金制度の用意が進められていますので、詳細については、各商工会議所、商工会にお問い合わせください。農林水産業の方への支援についても、県と各市町村で協議が行われておりますので、各自治体のホームページの情報を確認したり、窓口にお問い合わせいただくなどして、今後発表される最新情報を確認するようにしてください。

また、中小企業・農林水産業の事業者の方で、台風19号災害に関する法律問題でお困りのことがありましたら、上部の復興支援ダイヤルのほか、弁護士会のひまわりホットダイヤル☎0570-001-240（全国共通番号）までご連絡ください。台風19号災害に関する法律相談は無料となります。

◇災害ADR（エー・ディー・アール）という制度があると聞いたのですが。

「災害ADR」（裁判外紛争解決手続）は、災害に関連してご近所や取引先・勤務先などとの間で生じた復旧・修繕、賃貸借、雇用等をめぐる紛争について、公平中立な立場の弁護士が仲裁人となり、話し合いにより円満な解決をめざす制度です。

災害ADRは、裁判や調停よりもスピードが速く、柔軟性のある手続で、東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震の際にも、数多く利用されましたが、長野県弁護士会においても、令和元年台風19号災害に関連する紛争解決のお手伝いをさせていただくため災害ADRを開始しました。

台風19号災害による紛争を話し合いで解決したいとお考えの方は、一度、上部の復興支援ダイヤルにお電話ください。お悩みの問題を解決するのに災害ADRが適しているかといったことや、手続の流れ、費用に関するご質問等について弁護士がご相談をお受けします。

災害ADRは、被災者の方に利用していただきやすくするため、通常のADRと比較して以下の特徴があります。

【費用について】

申立手数料は無料です。紛争が解決した場合には成立手数料が必要となりますが通常のADRの半額です。

【手続について】

申立手続き等をサポートするため、弁護士によるサポートを受けられる制度（サポート弁護士制度）があります。サポート弁護士の利用は無料です。